

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成23年2月8日（火）

担当課：環境農政部 環境総務課

件 名：大和市地球温暖化対策実行計画（案）について	
提出理由：地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴い策定する大和市地球温暖化対策実行計画を、環境審議会に諮問したいため。	
内 容： 1. 背景 - 平成20年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（第20条の3）により、特例市以上の地方公共団体は地球温暖化対策実行計画の策定が義務付けられた。 - 策定にあたっては、国の定める基準に従って区域からの温室効果ガス排出量の現況推計及び将来推計を算定する必要がある。 - また、平成21年度に国の補助金で創設した大和市グリーンニューディール基金等で実施する公共施設省エネ・グリーン化推進事業（省エネ改修工事）については、本計画への位置づけが条件となっている。 2. 計画概要 （1）基本的な考え方 ①本計画は、すでに策定されている「大和市地球温暖化対策地域推進計画」と「大和市役所地球温暖化対策実行計画」を継承する。 ②計画策定にあたっては、既定の推計値等を更新し、区域施策編と事務事業編の2部構成として1つの計画にまとめる。 ③市民、事業者、市役所を計画対象とする。 ④特に、増加傾向にある民生家庭部門について、重点的に排出抑制対策を推進する。	（2）排出量推計 ①区域施策編：法第20条の3第3項 策定マニュアルに従って、市域における排出量推計を更新する。 ②事務事業編：法第20条の3第1項 市役所が実施する事務や事業から発生する温室効果ガスの排出量を省エネ法等に準拠して更新する。 （3）目標値 ①区域施策編 - すでに策定済みの上位計画である「大和市環境基本計画」に示されている温室効果ガス削減量を目標値とする。 - 中期目標（2017年迄に1990年比）△20% - 長期目標（2030年迄に1990年比）△30% ②事務事業編 - 省エネ法、県地球温暖化対策推進条例を基に削減を推進する。 2017年まで市役所が実施する事務や事業から発生する温室効果ガス排出量を、年間1%ずつ削減する。 （4）具体的な取組内容 ①市民・事業者に対する削減対策 啓発行動の推進及び再生エネルギーの活用 ②エネルギー消費の少ない移動手段の活用 コミュニティバスなど公共交通機関の活用 ③市役所における削減対策 やまとEMSの運用 グリーンニューディール基金の活用
経 過 H20.3 大和市環境基本計画（改定） H20.4 大和市役所地球温暖化対策実行計画（改定） H21.3 大和市環境配慮指針（改定） H21.3 大和市地球温暖化対策地域推進計画 H22.3 大和市グリーンニューディール基金造成 H22.10 地球温暖化対策に関するアンケート H22.12 エネルギー供給事業者からの意見聴取	今後の予定 H23.2 環境審議会への諮問 H23.2 市民意見募集（eモニター） H23.3 環境審議会答申 計画策定